

感染症タスク・フォース設置要項

令和2年2月28日

学 長 裁 定

(目的)

第1条 感染症タスク・フォース（以下「タスク・フォース」という。）は、鳥取大学（以下「本学」という。）関係者に新型コロナウイルス等の感染症が発生することに備え、本学における具体的な対応方針等を検討することを目的として設置する。

(任務)

第2条 タスク・フォースは、次に掲げる事項を検討する。

- 一 新型コロナウイルス等の感染症に対する本学の行動計画（予防策を含む）に関すること。
- 二 新型コロナウイルス等の感染症に対する学生・教職員への指導等に関すること。
- 三 その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 タスク・フォースは、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
 - 二 理事（教育担当、国際交流担当）
 - 三 理事（研究担当）
 - 四 理事（企画・評価担当）
 - 五 理事（総務担当）
 - 六 理事（地域連携担当）
 - 七 副学長（医療担当）
 - 八 保健管理センター所長
 - 九 総務企画部長
 - 十 学生部長
- 2 学長は必要に応じ、前項に掲げる構成員以外の者をタスク・フォースに加えることができる。

(議長)

第4条 学長は、必要に応じてタスク・フォースを招集し、その議長となる。

- 2 議長に事故があるときは、理事（総務担当）がその職務を代理する。

(事務)

第5条 タスク・フォースに関する事務は、学生部の協力を得て、総務企画部総務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めのない事項については、タスク・フォースの議を経て学長が定める。

附 則

この要項は、令和2年2月28日から施行する。